

## 横浜市立四季の森小学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

#### ・ いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるもの」をいう。

#### ・ いじめを防止するための基本的な方向性

本校学区は相鉄線鶴ヶ峰・JR 線中山から一定の距離があり、通学路上に街道や国道などの幹線道路がない。近隣には県立四季の森公園や横浜動物園ズーラシア等があり、豊かな自然や文化施設に囲まれた地域である。住宅の構成は団地と戸建てとなっており、団地には高齢者の方が比較的多い。学校周辺の公園の美化や学校・地域の行事などには地域の様々な方が関わってくださっているが高齢の方が中心で、いわゆる子育て世代の学校・地域への関わりが少ないという意見もある。

また、PTA 活動に積極的に関わろうとする保護者が限られているという面も否定できない。しかしながら、いじめや暴力の根絶は地域・保護者・学校の共通した願いであり、「いじめを逃さない」「いじめ・暴力は決してしてはいけないこと」という意識を啓発しながら3者が連携して子どもを育ててゆくことが大切である。

そこで本校では、基礎学力の定着や体験活動の充実などを通して自分に自信をもち、豊かな心で人と関わる力を育むことにより、いじめを防止していきたい。

### 2 組織の設置及び組織的な取組

#### ・ 組織の構成

「いじめ防止対策委員会」、学校経営の基盤となる企画会を基本に構成することとし、構成員は学校長、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、養護教諭、特別支援コーディネーターとする。また、必要に応じて各学年主任や心理・福祉等の専門家の参加を求める。

#### ・ 組織の役割

いじめの疑いがあるときは、担任一人もしくは一部の教職員で抱えることなく、いじめ防止対策委員会に報告し、対策委員会が中心になって組織的に取り組み、定期的な対応を継続して行う。いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、情報の収集・発信、記録や対応に関する役割分担を進める。また、教職員のいじめ防止のための研修計画を立案する。重大事態が起きた時には対策委員会が中心となり

迅速に対応する。

・年間計画

月	内 容
4	組織の役割の確認、新年度の児童の実態把握・情報収集、前年度からの引き継ぎ YP アセスメントの研修
5・6	学校の状況・児童の実態の共通理解、情報交換 YP アセスメントの実施
7	学校の状況・児童の実態の共通理解、情報交換 夏期児童理解・特別支援研修 いじめアンケートの実施
8・9	夏季休業明けの学校の状況、児童の実態の共通理解 いじめアンケートまとめ（必要に応じて児童への聞き取り・支援等）
10	学校の状況・児童の実態の共通理解
11 ・12	学校の状況・児童の実態の共通理解 人権週間の取り組み
1	学校の状況・児童の実態の共通理解
2	学校の状況・児童の実態の共通理解
3	学校の状況・児童の実態の共通理解 次年度に向けてのまとめと引き継ぎ

### 3 いじめ防止及び早期発見のための取り組み

・いじめ防止

児童の誰もが安全で安心して学んだり、過ごしたりできる場として、人権教育全体計画及び指導計画、道徳教育全体計画、特別活動全体計画、「豊かな心の育成」推進プラン等をもとに、教育活動を進める。また重点研究（国語科）を中心に、学びの基礎・基本の定着を図りながら、児童自らが問題解決をできる力を身につけながら、他との違いを認め、自尊意識を高められるような授業づくりに努める。

・いじめの早期発見

日常的に児童の様子についての情報の共有化を図り、いじめを見逃さない教職員のみまもり体制を構築する。さらに、児童の生活（YP アセスメント）やいじめに関するアンケートや教育相談を定期的に行う。

・いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会を中心に、組織的かつ迅速に対応する。被害児童・保護者の心に寄り添った支援や加害児童・保護者に対する指導・支援を継続的に行う。

いじめが明らかな犯罪行為と認められる場合や、児童の生命・身体および財産に被害が生じる場合は、直ちに警察に通報するとともに、関係機関、専門機関と連携する。

- ・研修の実施

いじめ防止対策委員会の年間計画をもとに、児童理解研修（YP アセスメント）、いじめ防止・早期発見に向けた研修を実施する。

- ・学校・家庭・地域連携事業の活用

いじめについて、保護者や地域の方々と情報を交換し共有していく。学校運営協議会・学家地連などでの情報の共有や意見の交換などを行う。

#### 4 重大事態への対応

重大事態が発生したと思われる場合は、直ちに教育委員会に報告する。「いじめ防止対策委員会」を中核にして、迅速に対応する。再発防止に視点を当てた「調査」を実施し、結果を教育委員会に報告する。いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

#### 5 その他

必要があると認められる場合は、学校基本方針を改定し公表する。